

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正について
(同法第2条第2項第38号の特定事業者(郵便物受取サービス業者)関連)

平成21年4月
経済産業省
サービス産業課

1. 改正のポイント

郵便物受取サービス業者に課される本人確認義務について、平成21年5月1日以降、以下のとおりとなります。

現金を内容とする郵便物(現金書留)・銀行等から送付された預貯金通帳等は受け取らない契約についても本人確認が義務づけられます。

あて先に郵便物受取サービス業者であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載のない郵便物は受け取らない契約について義務づけの対象外とされるためには、契約書にその旨を明記することが必要であることが明文化されます。

2. 改正の背景

近年社会問題化しているいわゆる「振り込め詐欺」事件において、現金をエクスパックや宅配便等の簡易小包等により、郵便物受取サービス業者へ郵送させる手口のものが増加しています。

現行制度上、現金を内容とする郵便物等は受け取らない契約であっても、現金が封入されたエクスパックは、通常外観からは封入の事実を認知することができないため、その受取を拒否することは事実上困難となっています。

3. 改正規定の施行日

平成21年5月1日

4. 改正後に郵便物受取サービス業者がとるべき対応

今回の施行規則改正により、本人確認義務の適用が除外される範囲が縮小されることになります。想定されるケースについて、以下に対応すべき取組を記載しておりますので、ご参照ください。

<現金を内容とする郵便物等は受け取らない契約について(1.)>

自社が提供する郵便物受取サービスについて、その契約約款や利用規約等の書面に、現金書留・銀行等から送付された預貯金通帳・キャッシュカード等の受取をしない旨の条項を含む場合であっても、平成21年5月1日以降に、新たな郵便物受

取サービス契約を締結する場合や、既存の顧客との契約期間が満了し、契約の更新
手続等を行う場合には、本人確認の義務が発生します。

<あて先に特定事業者であることを明示する契約について（１．）>

自社が提供する郵便物受取サービスについて、あて先に郵便物受取サービス業
者であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載（下記「参考１」参照）
がない郵便物については受取をしない旨を契約書に明記していない場合には、平成
21年5月1日以降は、当該内容を契約に係る契約書に明記するか、あるいは法に基
づく本人確認を行う必要があります。なお、契約書への明記あるいは本人確認が必
要になるのは、新たな郵便物受取サービス契約の締結時及び既存の顧客との契約更
新時になります。

【注 意】

あて先に郵便物受取サービス業者であることが容易に判別できる商号その他の文
言を明示する契約であれば、犯罪収益移転防止法の本人確認義務は求められませんが、
郵便物受取サービス業者が事業活動を行うに際して、社会的な信任を得ていくために
は、原則すべての契約において本人確認を行っていただくことが望ましいと考えてお
ります。

【参考１】あて先に法に掲げる特定事業者（郵便物受取サービス業者）であることが 容易に判別できる商号その他の文言の記載について

上記文言の記載がない郵便物は受取をしない契約について、犯罪収益移転防止法
の本人確認義務を求めないのは、当該サービスを利用する顧客が、自己の住居、事
業の信用等を仮装する意図をもって契約を締結することが困難であることから、犯
罪収益の移転に郵便物受取サービス業者を利用するおそれが高いと考えられるた
めです。

このような趣旨にかんがみると、郵便物の宛先に記載される文言は、郵便物が郵
便物受取サービス業者である事業者へ送付され、それが事業者から当該事業者と契
約した顧客に引き渡されることが、郵便物の発送者にわかるようになっていること
が必要です。

<特定事業者（郵便物受取サービス業者）の要件>

以下のすべての要件を満たす事業者のことを指します。

自己の居所・事務所の所在地を顧客が郵便物の受取場所として利用することを許諾
当該顧客あての郵便物を（代行で）受け取る

受け取った郵便物を当該顧客に引き渡す

これら 3 つの条件を満たすサービスを提供する事業者を、特定事業者として定義しています。

以下には、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 12 号イの「あて先に法第 2 条第 2 項第 38 号に掲げる特定事業者であることが容易に判別できる商号その他の文言」に関する経済産業省における解釈基準として、郵便物の宛先に記載される文言の例を示しますので、郵便物受取サービス業者等の方々は、参考にして下さい。

○「あて先に法第 2 条第 2 項第 38 号に掲げる特定事業者であることが容易に判別できる商号その他の文言」に該当すると考えられる例

あて先例：

「郵便物受取代行サービス業者	経由 引渡先	様」
「郵便物受取サービス業者	経由 引渡先	様」
「私設私書箱サービス提供業者	経由 引渡先	様」

(1) : 商号など(商号がある場合には商号(株式会社の場合「株式会社×××」)を記載し、それ以外の場合は、事業者が営業上自己を表すために継続的に用いている名称を記載する。) : 顧客名

○「あて先に法第 2 条第 2 項第 38 号に掲げる特定事業者であることが容易に判別できる商号その他の文言」に該当しないと考えられる例

あて先例：

「私設私書箱 号 様」
「株式会社経済産業商事 様」
理由：容易に郵便物受取サービス業者であることが判明しない文言・商号などだけでは、郵便物受取サービス業者であることが明らかでないから

(2) : 数字、 : 顧客名、

【参考 2】平成 21 年 4 月 30 日までの施行規則の概要

犯罪収益移転防止法では、郵便物受取サービス業者を特定事業者として定義し、郵便物受取サービスを提供する契約を締結する際に、顧客の本人確認を行い、本人確認記録の作成・保存等の義務(3)を課しているところです。

顧客の本人確認及び確認記録の作成は原則、すべての郵便物受取サービスの契約

時に必要となりますが、以下のいずれかの要件を満たす契約の締結時については、本人確認義務の適用を除外しているところです。(以下の要件を満たす契約は、本人確認が法的には求められないということです。)

- (1) 郵便物のあて先に、犯罪収益移転防止法で定義される特定事業者（郵便物受取サービス業者）(4)であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載がない郵便物は受取をしない旨の条項を含む契約の締結
- (2) 現金を内容とする郵便物（現金書留）・銀行等から送付された預貯金通帳及び預貯金の引出用キャッシュカードは受取をしない旨の条項を含む契約の締結
- (3) 犯罪収益移転防止法では、その他の義務として、「取引記録の作成・保存義務」及び「疑わしい取引の届出義務」を郵便物受取サービス業者に課しています。
- (4) 犯罪収益移転防止法で定義される特定事業者（郵便物受取サービス業者）とは、以下のすべての要件を満たす事業者のことを指します。
 - 自己の居所・事務所の所在地を顧客が郵便物の受取場所として利用することを許諾
 - 当該顧客あての郵便物を（代行で）受け取る
 - 受け取った郵便物を当該顧客に引き渡すこれら3つの条件を満たすサービスを提供する事業者を、特定事業者として定義しています。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 ○犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成21年5月1日一部改正）

改正後	現 行
（本人確認の対象から除かれる取引） 第六条 令第八条第一項に規定する主務省令で定める取引は、次に掲げる取引とする。 一～十一 （略） 十二 令第八条第一項第六号に定める取引のうち、次に掲げるもの イ <u>提供する役務の性質に応じ、あて先に法第二条第二項第三十八号に掲げる特定事業者であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載がない郵便物（同号に規定する郵便物をいう。）の受取をせず、又は電話による連絡を受ける際には当該商号その他の文言を明示する旨をその内容に含む契約の締結（当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る。）</u> ロ （略） 十三 （略） 2 （略）	（本人確認の対象から除かれる取引） 第六条 （同上） 一～十一 （略） 十二 （同上） イ <u>提供する役務の性質に応じ、次に掲げるいずれかの条項を含む契約の締結</u> <u>(1) あて先に法第二条第二項第三十八号に掲げる特定事業者であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載がない郵便物（同号に規定する郵便物をいう。(2)において同じ。）の受取をせず、又は電話による連絡を受ける際には当該商号その他の文言を明示する旨の条項</u> <u>(2) 現金を内容とする郵便物又は法第二十六条第一項に規定する特定事業者から送付された郵便物（表面の記載その他外観から預貯金通帳又は預貯金の引出用のカードを内容とするものでないことが明らかなものを除く。）</u>に関しては受取をしない旨の条項 ロ （略） 十三 （略） 2 （略）